

## 角 田 市 野 球 場 利 用 許 可 申 請 書

指定管理者

公益財団法人角田市地域振興公社 理事長 殿

住 所

申 請 者

団 体 名

代 表 者 名

使 用 責 任 者

氏 名

TEL ( )

下記のとおり利用したいので許可されるよう申請します。

記

使用日時	年 月 日 ( ) 午 前 後 時 ~ 年 月 日 ( ) 午 前 後 時						
使用目的 (大会名等)	使用区分	入場料を徴収しない <b>A</b>					
		入場料を徴収する 最高入場料 円 <b>B</b>					
使用施設	区分	単価(円)	使用単位	使用料			
	グラウンド	<b>A</b>	市内 820	時間	円		
			市外 1,230	時間	円		
		<b>B</b>	× 50	日	円		
	ミーティング室	市内	<b>A</b>	<b>B</b>	日	円	
			550	2,200	日	円	
		市外		820	3,300	日	円
		本部・役員・審判室	市内		330	1,650	日
	市外		490	2,470	日	円	
	放送設備	市内		550	2,200	日	円
市外		550	2,200	日	円		
使用 設備 器具	ベース一式・整備用具一式・ラインカー・その他 ( )						
使用人員 (対象者)	一般・学生		高校生	中学生以下	計		
	男						
	女						
	計						
※ 使用料	使用料		減免割合		納入すべき金額		
	円		規則6-2-( )により %		円		
決裁欄					受付		
理事長	専務理事	事務局長	事務局次長	係長	係		
許 可 年 月 日 第 号							

※印欄は記入しないで下さい。

(注) 暴力団の利益となる使用を制限するため、使用許可等の決定にあたり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。

許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

## 角 田 市 野 球 場 利 用 許 可 書

住 所  
.....  
申 請 者 団 体 名  
.....  
代 表 者 名  
.....  
使 用 責 任 者 氏 名 TEL ( )  
.....

下記のとおり利用を許可します。

記

使用日時	年 月 日 ( ) 午 前 後 時 ~ 年 月 日 ( ) 午 前 後 時					
使用目的 (大会名等)		使用 区 分	入場料を徴収しない	A		
			入場料を徴収する 最高入場料 円	B		
使用施設	区分	単価(円)		使用単位	使用料	
	グラウンド	A	市内 820	時間	円	
			市外 1,230	時間	円	
		B	× 50	日	円	
	ミーティング室	市内	A 550	B 2,200	日	円
		市外	820	3,300	日	円
	本部・役員・審判室	市内	330	1,650	日	円
		市外	490	2,470	日	円
	放送設備	市内	550	2,200	日	円
		市外	550	2,200	日	円
使用 設備 器具	ベース一式・整備用具一式・ラインカー・その他 ( )					
使用人員 (対象者)		一般・学生	高校生	中学生以下	計	
	男					
	女					
	計					
※ 使用料	使用料		減免割合		納入すべき金額	
	円		規則6-2-( )により %		円	
指定管理者 公益財団法人 角田市地域振興公社 理事						
許 可 年 月 日 第 号						

※印欄は記入しないで下さい。

(注) 暴力団の利益となる使用を制限するため、使用許可等の決定にあたり、暴力団員による使用であることを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。  
許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

## 《 注 意 事 項 》

- (1) 使用目的以外に使用しないで下さい。
- (2) 使用許可を他の方に譲渡し、または転貸することはできません。
- (3) 施設、設備の現状を変更しないで下さい。
- (4) 使用許可を受けた施設以外への立ち入りはご遠慮下さい。
- (5) 許可なく金品の寄附、募集若しくは物品の販売及び広告物等の掲示・配布、又は看板立札等を設置する行為は禁止されています。
- (6) めいてい者、火薬凶器等の危険物を携帯し、又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を同伴する方、その他施設内の秩序、風俗を乱すおそれがあると認められる方の入場は固くお断りいたします。
- (7) 使用時間は厳守してください。（使用時間には準備、後片付けの時間を含みます。）
- (8) 使用後は、設備を原状にもどし、清掃して下さい。また、借用物は係員立会の上返還し、き損又は亡失した場合は、係員に連絡して下さい。
- (9) 使用許可を受けた設備、器具以外の設備及び器具を使用したいときは、係員に申し出て下さい。また、取扱いはていねいをお願いいたします。
- (10) 使用許可を受けた後に、使用を取り消したり、使用の内容を変更したい場合は、事前に、使用許可取り消し又は変更申請をお願いいたします。
- (11) 使用当日は、使用内容確認のため使用許可書を持参して下さい。
- (12) 所定の場所以外での飲食、喫煙はご遠慮下さい。
- (13) その他、施設の管理上必要な指示に従って下さい。

★使用料の還付（正当な理由があると認められる場合）

- ①使用者が自己の責めによらない理由で使用できなかったとき……全額
- ②使用者が使用日の30日前までに使用の取消しを申し出たとき……全額
- ③使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき……5割

## 角田市野球場使用料減免申請書

角田市教育委員会教育長 殿

住 所

申 請 者

団 体 名

代表者名

㊦

使用責任者

氏 名

TEL( )

下記の理由により使用料を減免されるよう申請します。

記

使用日時	年 月 日( ) 午 前後 時 ~ 年 月 日( ) 午 前後 時				
使用目的 (大会名等)	使用区分	入場料を徴収しない A			
		入場料を徴収する 最高入場料 円 B			
使用施設	区分	単価(円)	使用単位	使用料	
	グラウンド	A 市内 820	時間	円	
		市外 1,230	時間	円	
		B × 50	日	円	
	ミーティング室	市内 A 550 B 2,200	日	円	
		市外 820 3,300	日	円	
	本部・役員・審判室	市内 330 1,650	日	円	
		市外 490 2,470	日	円	
放送設備	市内 550 2,200	日	円		
	市外 550 2,200	日	円		
使用 設備 器具	ベース一式・整備用具一式・ラインカー・その他( )				
申請理由	<small>(1) 市又は教育委員会が主催として使用する時、(100%)                  (2) 市内又は伊具地区の幼稚園、児童館、保育所、小中学校及び高等学校が教育又は本来の目的に使用する時、(100%)                  (3) 社会福祉法人又は社会福祉団体等が公共の目的に使用する時、(100%)                  (4) 角田市スポーツ少年団本部又は同加盟単位スポーツ少年団が主催して使用する時、(100%)                  (5) 市又は市の代表として市内から東北大会以上の競技会に出場するための練習に使用する時、ただし、使用期間は7日間を限度とする、(100%)                  (6) 角田市体育協会又は同加盟単位協会が主催して使用する時、(80%)                  (7) 市内の総合型地域スポーツクラブが主催して使用する時、(80%)                  (8) 角田市スポーツ少年団本部又は同加盟単位スポーツ少年団が主管して実施する競技会・講習会等で県大会を除く地区大会等に使用する時、(80%)                  (9) 角田市体育協会又は同加盟単位協会が主管して実施する競技会・講習会等で県大会を除く地区大会等に使用する時、(50%)                  (10) 公共団体又は市内の公共的団体が公共の目的に使用する時、(50%)                  (11) 市内又は伊具地区以外の幼稚園、保育所、小中学校及び高等学校が教育又は本来の目的に使用する時、(50%)                  (12) その他市長が必要と認めるとき、(市長が別に定める額)</small>				
※ 使用料	使用料	減免割合	納入すべき金額		
	円	規則6-2-( )により %	円		
決裁欄				受付	
教育長	教育次長	課長	補佐	係長	係
許 可	年	月	日	第	号